

菊川市建設工事の請負契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格

平成17年1月17日告示第19号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規程に基づき、菊川市が発注する建設工事の請負、工事に係る測量、設計又は監理（以下「建設関連業務」という。）の委託、物品等の製造・販売、役務の提供等に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。

第1 建設工事の請負に係る競争入札参加者に必要な資格

（競争入札参加者の申請に必要な要件）

1 競争入札参加資格（以下第1において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 令第167条の4第1項各号（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29第1項に基づく総合評定値を請求していること。
- (3) 菊川市税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。また、法人にあっては法人税、個人にあっては所得税を完納していること。
- (4) 共同企業体の場合は、その構成員のそれぞれが前3号までの要件を具備しているほか、別途必要と認める要件を定めた場合は、当該要件を満足していること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
（資格審査の実施）

2 定期の資格審査は、2年に1回行う。ただし、市長が必要と認めるときは随時の資格審査を行うことができるものとする。

（資格審査の申請）

3 資格審査の申請をしようとする者（以下第1において「申請者」という。）は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）等（以下第1において「申請書等」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格の認定)

- 4 資格は、申請書等に基づいて審査し、法第2条第1項に定める建設工事の種別ごとに認定するものとし、土木一式工事及び建築一式工事については、下表に掲げる工事の種類ごとの金額（以下「設計金額」という。）に対応する等級（以下「等級区分」という。）に格付する。なお、特に必要があると認める場合には、当該等級の直近の上位又は下位の設計金額に対応する等級に格付されたものとみなすことができる。

等級	土木一式工事	建築一式工事
A	1,000万円以上	制限無し
B	300万円以上 3,000万円未満	3,000万円未満
C	1,000万円未満	1,000万円未満

(資格審査の項目)

- 5 資格審査は、土木一式工事及び建築一式工事については、経営事項審査の各項目による客観的事項及び工事成績による主観的事項により行うものとし、その他の工事については、客観的事項のみにより行うものとする。

(適用除外)

- 6 4の規定のうち等級区分は、次に該当する工事については、適用しない。
- (1) 災害復旧工事等
 - (2) 東海旅客鉄道株式会社等の施設に関連する工事
 - (3) 特殊な機械又は特殊な工法を要する工事
 - (4) 特別な理由により、施工管理上特に配慮を要する工事
 - (5) 特別な理由により、急施を要する工事

(資格の有効期間)

- 7 4の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

(合併等による資格審査の申請)

- 8 資格を有する者（以下第1において「有資格業者」という。）から合併等により当該営業を継承した者（当該業種に関して法第3条の許可を有する者に限る。）又は、相続等により当該営業を継承した者（当該業種に関して法第3条の許可を有する者に限る。）は、その都度、建設工事入札参加資格継承審査申請書等（以下第1において「継承申請書等」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格審査の特例)

- 9 継承申請書等を提出した者の資格の認定、資格の格付及び有効期間については、4、5及び7の規定を準用する。この場合において、4中「申請書等」とあるのは、「継承申請書等」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

- 10 申請書等又は継承申請書等が提出した者が、次のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員
(変更の届出)

11 申請書等又は承継申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに建設工事入札参加資格審査申請書変更届を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 代表者
- (4) 許可を受けた建設業の区分
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び代理人（請負契約に関する権限を委任している場合）
(資格の認定の取消し等)

12 市長は、有資格者が次のいずれかに該当する者となったとき又は不正な手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 令第167条の4第1項各号（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当することとなった者
- (2) 法第3条第3項の規定により、その許可について効力を失うこととなった者
- (3) 法第29条の規定により、建設業の許可を取り消された者

第2 建設業関連業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格
(競争入札参加者の申請に必要な要件)

1 競争入札参加資格（以下第2において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 令第167条の4第1項各号（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録等を有すること。
- (3) 菊川市税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。また、法人にあっては法人税、個人にあっては所得税を完納していること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）

又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
(資格審査の実施)

2 定期の資格審査は、2年に1回行う。ただし、市長が必要と認めるときは随時の資格審査を行うことができるものとする。

(資格審査の申請)

3 資格審査の申請をしようとする者(以下第2において「申請者」という。)は、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等)等(以下第2において「申請書等」という。)を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(業種区分)

4 資格審査の業種区分は、次に掲げるものとする。

(1) 測量

(2) 建築関係建設コンサルタント業務(土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務(以下第2において「建設コンサルタント業務」という。)のうち建築に関するものをいう。)

(3) 土木関係建設コンサルタント業務(建設コンサルタント業務のうち土木に関するものをいう。)

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

(資格の認定)

5 資格は、申請書等に基づいて審査し、希望業務ごとに認定する。

(資格の有効期間)

6 5の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

(合併等による資格審査の申請)

7 資格を有する者(以下第2において「有資格業者」という。)から合併等により当該営業を継承した者(当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。)又は相続等により当該営業を継承した者(当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。)は、その都度、建設業関連業務の委託に係る競争入札参加資格継承審査申請書等(以下第2において「継承申請書等」という。)を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格審査の特例)

8 継承申請書等を提出した者の資格の認定及び有効期間については、5及び6の規定を準用する。この場合において、5中「申請書等」とあるのは、「継承申請書等」と読み替

えるものとする。

(廃業等の届出)

9 申請書等又は継承申請書等を提出した者が、次のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

(変更の届出)

10 申請書等又は継承申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに競争入札参加資格審査申請書変更届を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 代表者
- (4) 登録等を受けている事業
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び代理人（委託契約に関する権限を委任している場合）

(資格の認定の取消し等)

11 市長は、有資格者が次のいずれかに該当する者となったとき又は不正な手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 令第167条の4第1項各号（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当することとなった者
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録等を有しない者
- (3) 死亡した者（個人）
- (4) 合併又は破産等により消滅又は解散した法人
- (5) 廃業した法人又は個人

第3 物品等の製造・販売、役務の提供等に係る競争入札参加者に必要な資格

(競争入札参加者の申請に必要な要件)

1 物品の製造・販売、役務の提供等に係る競争入札参加資格（以下第3において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 令第167条の4第1項各号（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 資格審査申請書の提出日における、継続して同一の事業を営んでいる年数が1年以上であり、12か月分の決算が確定していること。
- (3) 菊川市税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。また、法人にあっては法人税、個人にあっては所得税を完納していること。
- (4) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
（資格審査の実施）

2 定期の資格審査は、2年に1回行う。ただし、市長が必要と認めるときは随時の資格審査を行うことができるものとする。

（資格審査の申請）

3 資格審査の申請をしようとする者（以下第3において「申請者」という。）は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品等）等（以下第3において「申請書等」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

（業種区分）

4 資格審査の業種区分は、別に定めるものとする。

（資格の認定）

5 資格は、申請書及び添付書類に基づいて審査し、認定する。

（資格の有効期間）

6 5の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

（合併等による資格審査の申請）

7 資格を有する者（以下第3において「有資格業者」という。）から合併等により当該営業を継承した者（当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。）又は相続等により当該営業を継承した者（当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。）は、その都度、物品の製造・販売、役務の提供等に係る競争入札参加資格継承審査申請書等（以下第3において「継承申請書等」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

（資格審査の特例）

8 継承申請書等を提出した者の資格の認定及び有効期間については、5及び6の規定を準用する。この場合において、5中「申請書等」とあるのは、「継承申請書等」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

9 申請書等又は継承申請書等を提出した者が、次のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

(変更の届出)

10 申請書等又は継承申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに競争入札参加資格審査申請書変更届を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 代表者
- (4) 登録等を受けている事業
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び代理人（委託契約に関する権限を委任している場合）

(資格の認定の取消し等)

11 市長は、有資格者が次のいずれかに該当する者となったとき又は不正な手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 令第167条の4第1項各号（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当することとなった者
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等が取り消された者
- (3) 死亡した者（個人）
- (4) 合併又は破産等により消滅又は解散した法人
- (5) 廃業した法人又は個人

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の建設工事の請負契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成13年菊川町告示第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年3月19日告示第43号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日告示第236号）

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年4月4日告示第74号）

この告示は、平成29年5月1日から施行する。